

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL https://tax-aozora.com

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。コロナ禍ではありますが、心も新たになんばっていききたいと思います。掲載内容に関してご不明点等がありましたら、お気軽に当法人までお問い合わせください。

簡易記載による申告・納付期限延長～4月15日まで～

オミクロン株による感染急拡大に伴い申告等が困難となった方に向けて、簡易な記載による方法での申告・納付期限の延長措置が令和4年(2022年)2月3日に発表されました。

◆延長措置の概要◆

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることで、法定期限内に申告や納税(以下、申告等)をすることが困難となるケースが想定されます。これを鑑み、令和4年(2022年)4月15日までの間、新型コロナウイルスの感染症の影響により法定期限までの申告等が困難な方を対象とした、簡易な方法により申告・納付期限を延長することができる措置(以下、簡易な方法による延長措置)が講じられました。令和2年分の申告所得税(復興特別所得税も含む。以下同じ。)の確定申告等も延長措置が講じられましたが、こちらは法定期限を一律に延長するものでした。今回は、**法定期限はそのままに手続きを簡略化した個別延長の措置が講じられた**点に留意しましょう。

◆対象となる年分等◆

簡易な方法による延長措置は、**令和4年(2022年)1月以降に申告等の法定期限を迎える手続きが対象**とされています。

なお、対象外となる令和3年(2021年)12月末以前に法定期限を迎えた手続きや、簡易な方法による延長措置経過後である4月16日以降も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により申告等ができない場合には、これまでどおりの延長申請手続を行うことで、延長をすることが可能です。

◆対象となる税目◆

簡易な方法による延長措置は、主に次の税目が対象となります。

- 申告所得税
- 贈与税
- 消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)
- 法人税(地方法人税を含む。以下同じ。)
- 源泉所得税
- 相続税

◆申告・納付期限◆

対象となる手続について、法定期限の翌日から4月15日までの間に、簡易な方法による延長措置を用いて申告と同時に延長を申し出た場合には、**原則として、申告書の提出日が申告・納付期限**となります。

この場合の“提出日”とは、原則として税務署への到達日ですが、例えば電子申告や郵送の場合は、以下の日が“提出日”とみなされます。

提出方法	提出日とみなす日
e-Tax(電子申告)	即時通知及び受信通知に表示されている「受付日時」の日
郵便又は信書便	その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(いわゆる消印日付)

裏面に続く

お仕事カレンダー

4月11日(月)	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分)
4月15日(金)	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 ●簡易な方法による申告・納付期限延長の申出最終日
4月21日(木)	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(原則・口座振替の場合)
4月26日(火)	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(原則・口座振替の場合)
4月30日(土)	●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(3月分)(5月2日期限) ●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告)(5月2日期限)



仮に申告による納税がある場合には、原則として”提出日”までに納付をしなければなりません。納付が可能となった時点で申告書を提出するとよいでしょう。

◆簡易な方法の記載例◆

簡易な方法による延長措置の申出は、たとえば書面提出であれば、申告書右上の余白などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載をした上で、提出することで完了します。通常であれば別途添付が必要な申請書が不要である点が、「簡易」といわれる理由です。

書面提出の場合における主な税目ごとの記載例は、次のとおりです。

【申告所得税の確定申告書】

【贈与税の申告書】

【消費税の確定申告書】

参考:国税庁HP「[所得税等の確定申告について] 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf ほか

【法人税の確定申告書】

【源泉所得税の(所得税徴収高計算書)】

【相続税の確定申告書】

上記全ての図の参考元:国税庁P「[所得税等の確定申告について] 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf

上記以外にも、法人税中間(予定)申告書や消費税の中間申告書でも、余白に記載することで簡易な方法による延長措置を適用することが可能です。

法定期限内の申告等が難しい場合には、お早めに弊社へ「ご相談ください。」

お 仕 事 備 忘 録



1. 簡易な方法による令和3年分確定申告の申告・納付期限の延長申請・・・令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な場合は、2022年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申出ることができます。贈与税など申告所得税以外も同じ取扱いです。
2. アルコールチェックの義務化・・・2022年4月以降、改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者の義務として運転前後のアルコールチェックの確認、及び記録の保存が義務付けられます。
3. 社会保険料率の変更・・・2022年度の雇用保険料率は4月と10月の二段階で変更されます。4～9月の料率については、労働者負担分は据え置きですが、事業主負担分が引き上げとなります。10～翌3月については労働者負担分、事業主負担分ともに引き上げとなります。2022年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)からの適用となります。